

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）の施行による。

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年立川市条例第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後						改正前					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）				各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）			
階層	定義	保育標準時間認定を受けた場合		保育短時間認定を受けた場合		階層	定義	保育標準時間認定を受けた場合		保育短時間認定を受けた場合	
		第1子	第2子	第1子	第2子			第1子	第2子	第1子	第2子
A	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…	A	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…
B	A階層を除く当該年度分（4月から8月までの月分の利用者負担額については前年度分。以下同じ。） <u>市町村民税に係る法第30条の4第3号に定める市町村民税世帯非課税者の世帯</u>	…略…	…略…	…略…	…略…	B	A階層を除く当該年度分（4月から8月までの月分の利用者負担額については前年度分。以下同じ。） <u>市区町村民税が非課税となる世帯（以下「市区町村民税非課税世帯」という。）</u>	…略…	…略…	…略…	…略…
C	A階層及びB階層を除く当該年度分 <u>市町村民税が課税される</u>	…略…	…略…	…略…	…略…	C	A階層を除く当該年度分 <u>市区町村民税が課税される世帯（以</u>	…略…	…略…	…略…	…略…

	世帯（以下「 <u>市町村民税課税世帯</u> 」という。）のうち、均等割（ <u>地方税法（昭和25年法律第226号）第328条に規定する所得割を含む。</u> ）のみ課税されるもの							下「 <u>市区町村民税課税世帯</u> 」という。）のうち、均等割のみ課税されるもの						
D - 1	A階層及びB階層を除く当該年度分 <u>市町村民税課税世帯</u> で、その市	24,300円未満	…略…	…略…	…略…	…略…	D - 1	A階層を除く当該年度分 <u>市区町村民税課税世帯</u> で、次の区分に該当する世帯	当該年度分 <u>市区町村民税の所得割課税額</u> （以下「 <u>市区町村民税所得割課税額</u> 」という。）	24,300円未満の世帯	…略…	…略…	…略…	…略…
D - 2	町村民税所得割合算額が次の区分に該当する世帯	24,300円以上48,600円未満	…略…	…略…	…略…	…略…	D - 2		当該年度分 <u>市区町村民税所得割課税額</u> 24,300円以上48,600円未満の世帯		…略…	…略…	…略…	…略…
D		48,600円以	…略…	…略…	…略…	…略…	D		当該年度分		…略…	…略…	…略…	…略…

— 3	上 64,700 円 未満					— 3	市区町村民 税所得割課 税額 48,600 円 以上 64,700 円 未 満の世帯				
D — 4	64,700 円 以 上 80,800 円 未満	…略…	…略…	…略…	…略…	D — 4	当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額 64,700 円 以上 80,800 円 未 満の世帯	…略…	…略…	…略…	…略…
D — 5	80,800 円 以 上 97,000 円 未満	…略…	…略…	…略…	…略…	D — 5	当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額 80,800 円 以上 97,000 円 未 満の世帯	…略…	…略…	…略…	…略…
D — 6	97,000 円 以 上 115,000 円 未満	…略…	…略…	…略…	…略…	D — 6	当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額 97,000 円 以上 115,000 円 未	…略…	…略…	…略…	…略…

D - 7	115,000円以上 133,000円未満	…略…	…略…	…略…	…略…		D - 7	満の世帯 当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額115,000 円以上 133,000円未 満の世帯	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…
D - 8	133,000円以上 151,000円未満	…略…	…略…	…略…	…略…		D - 8	当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額133,000 円以上 151,000円未 満の世帯	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…
D - 9	151,000円以上 169,000円未満	…略…	…略…	…略…	…略…		D - 9	当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額151,000 円以上 169,000円未 満の世帯	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…
D - 10	169,000円以上 183,700円未満	…略…	…略…	…略…	…略…		D - 10	当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額169,000	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…

D - 11		183,700円以上 198,400円未満	…略…	…略…	…略…	…略…		D - 11		円 以 上 183,700円未 満の世帯	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…				
D - 12		198,400円以 上213,100円 未満	…略…	…略…	…略…	…略…		D - 12		当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額183,700 円 以 上 198,400円未 満の世帯	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…				
D - 13		213,100円以 上227,800円 未満	…略…	…略…	…略…	…略…		D - 13		当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額198,400 円 以 上 213,100円未 満の世帯	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…				
D -		227,800円以 上242,500円	…略…	…略…	…略…	…略…		D -		当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額213,100 円 以 上 227,800円未 満の世帯	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…				
D -			…略…	…略…	…略…	…略…		D -		当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額242,500 円 以 上 282,000円未 満の世帯	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…				

14	未満					14	税所得割課 税額227,800 円以上 242,500円未 満の世帯				
D - 15	242,500円以 上257,200円 未満	…略…	…略…	…略…	…略…	D - 15	当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額242,500 円以上 257,200円未 満の世帯	…略…	…略…	…略…	…略…
D - 16	257,200円以 上271,900円 未満	…略…	…略…	…略…	…略…	D - 16	当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額257,200 円以上 271,900円未 満の世帯	…略…	…略…	…略…	…略…
D - 17	271,900円以 上286,600円 未満	…略…	…略…	…略…	…略…	D - 17	当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額271,900 円以上 286,600円未 満の世帯	…略…	…略…	…略…	…略…

D - 18	286,600円以上 301,000円未満	…略…	…略…	…略…	…略…	D - 18	当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額286,600 円以上 301,000円未 満の世帯	…略…	…略…	…略…	…略…
D - 19	301,000円以上 349,000円未満	…略…	…略…	…略…	…略…	D - 19	当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額301,000 円以上 349,000円未 満の世帯	…略…	…略…	…略…	…略…
D - 20	349,000円以上 397,000円未満	…略…	…略…	…略…	…略…	D - 20	当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額349,000 円以上 397,000円未 満の世帯	…略…	…略…	…略…	…略…
D - 21	397,000円以上	…略…	…略…	…略…	…略…	D - 21	当該年度分 市区町村民 税所得割課 税額397,000 円以上の世	…略…	…略…	…略…	…略…



備考									
1 <u>この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u>									
(1) <u>市町村民税</u> 地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。									
(2) <u>均等割</u> 地方税法第292条第1項第1号に掲げる均等割をいう。									
(3) <u>市町村民税所得割合算額</u> 令第4条第2項第2号に定める市町村民税所得割合算額をいう。									
2 ……略……									
3 教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月においてひとり親世帯等（府令第22条各号に掲げる者が属する世帯をいう。）に該当する場合における利用者負担額は、 <u>当該年度分の市町村民税所得割合算額</u> が77,101円未満であるときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。									
(1)及び(2) ……略……									

備考									
1 <u>この表における均等割とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に掲げる均等割をいい、所得割とは同項第2号に掲げる所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。）をいう。</u>									
2 ……略……									
3 教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月においてひとり親世帯等（府令第22条各号に掲げる者が属する世帯をいう。）に該当する場合における利用者負担額は、 <u>当該特定教育・保育に係る年度分の市区町村民税所得割課税額</u> が77,101円未満であるときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。									
(1)及び(2) ……略……									
4 <u>教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらない</u>									

で父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に定める額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を所得割から控除するものとする。

- 5 この表における市区町村民税非課税世帯には、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により当該市区町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市区町村民税が課されないこととなる者を含むものとする。

6 教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同  
一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下この項において同  
じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都  
市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割を算定  
するものとする。ただし、やむを得ないと認める場合は、所得割（第  
4項の規定を適用する場合には、同項の規定により控除した後の額）  
に8分の6を乗じて得た額によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。